

# 株うすい百貨店等に対する買取申込み等期間の延長について

平成15年9月30日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)第27条第1項の規定に基づき、買取申込み等期間の延長を決定いたしました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社うすい本社  
株式会社うすい百貨店

2. 延長した買取申込み等期間： 平成15年10月31日まで(機構必着)

3. 一時停止要請

上記の延長した買取申込み等期間が満了するまでの間、引き続き、法第24条第1項の規定に基づき、関係金融機関等に対して、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

## 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437